

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 10 | 住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。
住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和6年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 住民基本台帳に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・亀山市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保護する為には、亀山市の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>・住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>・また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>・住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)個人を単位とする住民票を世帯毎に編成し、住民基本台帳を作成。</p> <p>(2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正</p> <p>(3)住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置</p> <p>(4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</p> <p>(5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>(6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</p> <p>(7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</p> <p>(8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更</p> <p>(9)個人番号の通知および個人番号カードの交付</p> <p>(10)個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部を委任する。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> |
| ③システムの名称 | 住民基本台帳システム(既存住基システム)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム・証明書等コンビニ交付システム・申請管理システム |

2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル・本人確認情報ファイル・送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の2(除票簿) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) |
|--------|---|

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|--------------------------|---|---------------------------------------|
| ①実施の有無 | [実施する] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p> | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | | |
| ①部署 | 市民文化部 市民課 | |
| ②所属長の役職名 | 市民課長 | |
| 6. 他の評価実施機関 | | |
| | | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | | |
| 請求先 | 総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025 | |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | | |
| 連絡先 | 亀山市市民文化部市民課 電話 0595-84-5003、0595-84-5004 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|---------------------------------|
| 平成30年6月22日 | I-3 法令上の根拠 | 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成28年6月3日法律第63号施行時点) | 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらないため。 |
| 平成30年6月22日 | I-5 部署 | 市民文化部 戸籍市民室 | 生活文化部 市民課 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらないため。 |
| 平成30年6月22日 | I-5 所属長 | 戸籍市民室長 高嶋 美季 | 市民課長 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらないため。 |
| 平成30年6月22日 | I-7 | 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 亀山市市民文化部戸籍市民室 電話 0595-84-5003、0595-84-5004 | 亀山市総合政策部総務課 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 電話 0595-84-5032 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらないため。 |
| 平成30年6月22日 | I-8 | 亀山市市民文化部戸籍市民室 電話 0595-84-5003、0595-84-5004 | 亀山市生活文化部市民課 電話 0595-84-5003、0595-84-5004 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらないため。 |
| 平成30年6月22日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成29年7月1日時点 | 平成30年5月1日時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらないため。 |
| 平成30年6月22日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成29年7月1日時点 | 平成30年5月1日時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらないため。 |
| 平成30年6月22日 | 表紙 特記事項 | | 亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については基本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。 住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。 | 事後 | |
| 令和1年5月27日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成30年5月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。 |
| 令和1年5月27日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成30年5月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。 |
| 令和1年5月27日 | IV リスク対策 | (記載項目なし) | 様式変更による項目の追加 | 事後 | |
| 令和2年1月9日 | I-1-③ | 住民基本台帳システム(既存住基システム)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム | 住民基本台帳システム(既存住基システム)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム・証明書等コンビ二交付システム | 事前 | システム構築による修正 |
| 令和2年5月27日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成31年5月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。 |
| 令和2年5月27日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成31年5月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。 |
| 令和3年6月14日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。 |
| 令和3年6月14日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。 |
| 令和4年7月15日 | I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行われない) | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行われない) | 事後 | |
| 令和4年7月15日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 生活文化部 市民課 | 市民文化部 市民課 | 事後 | |
| 令和4年7月15日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 亀山市総合政策部総務課 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 電話 0595-84-5032 | 総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|---|
| 令和4年7月15日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先 | 亀山市生活文化部市民課 電話 0595-84- 5003、0595-84-5004 | 亀山市市民文化部市民課 電話 0595-84- 5003、0595-84-5004 | 事後 | |
| 令和4年7月15日 | II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年7月15日 | II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年6月28日 | I-1-③ | 住民基本台帳システム(既存住基システム)・ 住民基本台帳ネットワークシステム・中間サー バ・団体内統合宛名システム・証明書等コンビ ニ交付サービス | 住民基本台帳システム(既存住基システム)・ 住民基本台帳ネットワークシステム・中間サー バ・団体内統合宛名システム・証明書等コンビ ニ交付システム・申請管理システム | 事後 | システム構築による修正 |
| 令和6年6月28日 | I-3 法令上の根拠 | (略) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保す るための措置) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けて いる者等に関する転入届の特例) (略) | (略) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保す るための措置) 第15条の2(除票簿) 第15条の3(除票の記載事項) 第15条の4(除票の写し等の交付) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けて いる者等に関する転入届の特例) (略) | 事後 | 特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあたら ないため。(根拠法令の記載 漏れ) |
| 令和6年6月28日 | II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新。 |
| 令和6年6月28日 | II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新。 |